

令和2年6月18日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

臨床工学技士の資質向上を求める議員連盟

会長 野田 毅

臨床工学技士の資質向上を求める議員連盟 要 望 書

臨床工学技士は生命維持管理装置の専門職として、診療補助業務として機器の操作と保守点検業務を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の特に重症患者に対する人工呼吸や ECMO を用いた治療は、臨床工学技士無しには、成立しない。

国民医療に寄与する為、我々は、臨床工学技士の更なる活躍を推進するため、下記の5点について要望する。

1. 医療機関の医療機器管理部門を取りまとめる責任者として臨床工学技士を置くこと

医療機器は医療機関における重要なインフラであるにもかかわらず、臨床工学技士の医療機器管理部門における管理職の立場が確立していない。

新型コロナウイルス感染症対応においても、必要不可欠であることから、医療機関の医療機器管理部門を取りまとめる責任者としての臨床工学技士の不在は、医療安全の観点からも大きな問題であり、国民に大きな不安を与えかねない。早急に配置の義務化を検討していただきたい。

2. COVID-19 流行下における臨床工学技士の研修体制および養成課程への支援について

今般の COVID-19 治療に対応するためには、さらに一定程度の研修を受講することが有用である。

令和2年第一次補正予算案においても ECMO チーム等養成研修事業等により臨床工学技士の教育機会が提案されているが、臨床工学技士が継続的に相応の技術を担保するための継続的な研修体制が構築されること。臨床工学技士養成校において用いられる e ラーニング等の教材開発に対する支援を行うこと。

3. COVID-19 の爆発的増加に対する臨床工学技士の確保に関する体制強化について

医療機関や医療機器企業等に勤務している者を災害時に類似した派遣するスキームを構築すること。

4. 生命維持管理装置の配置状況等の調査について

基礎的データとし、全国における人工呼吸器等の配置状況を把握しておくことが重要である。したがって、数年ごとに生命維持管理装置の配置状況等を把握するために GMIS の活用に合わせて、厚生労働行政推進調査事業等を活用すること。

5. 医師の働き方改革に伴う臨床工学技士へのタスク・シフト/シェアの推進について

「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、議論されている臨床工学技士の診療補助業務の拡大については、適切に進めていくこと。

以上